○厚生労働省告示第二百五十八号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１Ａ第二款に規定する安全性審査の手続を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成二十二年六月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物

品種又は品目	名称	申請者
大豆	高オレイン酸含有ダイズＤＰ－３０５４２３１－１	デュポン株式会社
とうもろこし	耐熱性α－アミラーゼ産生トウモロコシ3272系統	シンジェンタシード株式会社
とうもろこし	チョウ目害虫抵抗性トウモロコシＭＯＮ89034系統とトウモロコシ1507系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシＮＫ603系統を掛け合わせた品種	ダウ・ケミカル日本株式会社 日本モンサント株式会社

○農林水産省告示第九百八十九号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年六月三十日

農林水産大臣　山田　正彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十二年三月一日　第十六号

二　登録認定機関の名称及び住所

特定非営利活動法人愛媛県有機農業研究会

愛媛県今治市郷新屋敷町五丁目四番二号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

徳島県、香川県、愛媛県及び高知県

(2)　認定を行う事業所の所在地

愛媛県今治市郷新屋敷町五丁目四番二号

○農林水産省告示第九百九十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の六第一項の規定に基づき、特定非営利活動法人愛媛県有機農業研究会が認定に関する業務を行う事業所について、平成二十二年五月十二日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十二年六月三十日

農林水産大臣　山田　正彦

変更前の事業所の所在地　愛媛県今治市郷新屋敷町五丁目四番二号

変更後の事業所の所在地　愛媛県今治市辻堂二丁目四番十一号

○農林水産省告示第九百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年六月三十日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県北秋田市森吉字向様田家ノ下モ五二の九・六六（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　ダム用地とするため

○農林水産省告示第九百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年六月三十日

農林水産大臣　山田　正彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県西村山郡河北町西里字高正山三五二一、三五二二の五、三五二二の六、三五二八、三五二九、字葛ヶ澤三五四三の一、字雷電澤三五七四の八、字外山三五九七の一、字正玄坊三六二六の一、字仏狭間三五五五の一、字越戸三六三五の一、三六三五の七、字簑分三四二一の一、三四二二の四、三四二二の五、字雨ヶ澤三四八六の一、三四八六の四、三四八六の五、字岩ヶ澤三四九七、字荒砥三六四〇の二、三六四〇の六

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字正玄坊三六二六の一、字越戸三六三五の一（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県西村山郡河北町西里字簑分三四一八、三四二一の一、三四二二の四、三四二二の五、字雨ヶ澤三四八六の一、三四八六の四、三四八六の五、字岩ヶ澤三四九七、字越戸三六三五の一、三六三五の七、字荒砥三六四〇の二、三六四〇の六、字高正山三五二一一、三五二二の一から三五二二の三まで、三五二二の五、三五二二の六、三五二八、三五二九、字葛ヶ澤三五四三の一、三五四三の三、三五四三の四、字雷電澤三五七四の八、字外山三五九七の一、三六一三の一五、字正玄坊三六二六の一、字仏狭間三五五五の一、三五五五の七から三五五五の九まで、村山市大字山の内字成沢七六四の一八、七六五の一、字水無九七八の一、字間ノ上一三四七の一、一三四七の二、一三四八、一三四九、一三六〇の一、一三六〇の二、一三六〇の四、一三六一、字大ヒド一三六二の一から一三六二の四まで、一三六三から一三六五まで、一三六六の一、一三六七から一三六九まで、一三七〇の一、東根市大字沼沢字山梨二七〇一の一、字コウザ二七一八の一、字一辺柿二七一九、字大畑二七五二の二から二七五二の四まで、大字観音寺字坂下山三一七二の三、三一七二の一七、三一七二の四〇、三一七二の五五、三一七二の五六、字虫沢山三一六八の二、字立石山石崎山三〇四二の一、三〇四二の八、字狐石一七八三の二、一七八三の四、一七八三の五、二九九四の二から二九九四の五まで、二九九四の一三から二九九四の一六まで、字岩谷向山三一六二の二から三一六二の四まで、大字関山字木葉沢山三一八三の二（次の図に示す部分に限る。）、大字泉郷元沢渡字コンタン山二四四〇、字沼山二四四一、字影沢二五〇四の一（次の図に示す部分に限る。）、二五〇四の二、字萱株沢山二五〇五、大字泉郷元後沢字上平山三二五四の一（次の図に示す部分に限る。）、字猪鼻山三二六一、字烏畑山三二五五、字鬢重木山三二五六の一、字船木山三二六〇、大字猪野沢字水昌山二二三二の一、二二三二の三

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字正玄坊三六二六の一、字越戸三六三五の一・字コンタン山二四四〇・字沼山二四四一・字影沢二五〇四の一・二五〇四の二・字萱株沢山二五〇五・字上平山三二五四の一・字烏畑山三二五五・字鬢重木山三二五六の一・字船木山三二六〇（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁並びに関係市役所及び河北町役場に備え置いて縦覧に供する。）